

(仮称) 大谷・杉久保地区公園整備

基本構想・基本計画策定業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和5年4月

海老名市

目次

1	目的.....	3
2	公募型プロポーザル方式で提案を求める主旨.....	3
3	業務概要.....	3
4	応募資格.....	3
5	配布書類.....	4
6	スケジュール.....	5
7	参加手続き等.....	6
8	海老名市プロポーザル方式関係書類の提出について.....	7
9	審査方法及び審査結果の通知と公表.....	8
10	最優秀提案者の取扱い.....	9
11	失格等.....	9
12	その他.....	9

別紙

- 別紙1 (仮称) 大谷・杉久保地区公園整備基本構想・基本計画策定業務
委託仕様書
- 別紙2 案内図
- 別紙3 測量図
- 別紙4 (仮称) 大谷・杉久保地区公園整備基本構想・基本計画策定業務委託に
係る公募型プロポーザル提案評価基準

1 目的

海老名市緑の基本計画に位置付けた、東名自動車道海老名サービスエリアの南側に都市公園（近隣公園）を整備するものです。

本市では、この公園整備によりサービスエリア等の周辺施設との連携により魅力ある公園づくりを進めていきます。

このような立地特性とポテンシャル等を最大限に生かした公園整備計画を進めるため、公募型プロポーザルにより事業者を選定することとし、以下のとおり募集します。

2 公募型プロポーザル方式で提案を求める主旨

本業務の実施にあたり、都市公園に係る基本計画等の立案のほか、市民合意形成や事業手法等の検討に関し、適切な業務遂行能力のある事業者を選定するため。

3 業務概要

- (1) 業務名称 (仮称) 大谷・杉久保地区公園整備基本構想・基本計画策定業務委託
- (2) 対象地 海老名市杉久保北三丁目 1253-1 ほか
- (3) 公園種別 近隣公園 (約 2 ha)
- (4) 業務内容 別添「仕様書」のとおり
- (5) 履行期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 18 日まで
- (6) 委託上限金額 26,000,000 円 (税込み)
- (7) 事務局 海老名市まちづくり部都市施設公園課
〒243-0492
住所 海老名市勝瀬 175-1
電話 046-235-9016
E-mail tk@city.ebina.kanagawa.jp

4 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 法人その他の団体（以下、「法人等」という。）であること。
- (3) 当該年度の海老名市競争入札参加資格名簿に登録されている者であること。
- (4) 海老名市競争入札参加資格者参加資格停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (7) 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 43 号）第 2 条第 2 号から第 5 号のいずれにも該当しないこと。
- (8) 類似事業として、過去 5 年間に自治体が発注する、近隣公園規模以上の都市公園に関する設計を基本としたコンサルティング業務並びに住民参加によるワークショップ等の開催実績を有すること。

5 配布書類

(1) 配布期間

令和 5 年 4 月 5 日（水）から令和 5 年 5 月 10 日（水）まで

(2) 入手方法

海老名市ホームページからダウンロード

(3) 配布書類一覧

- ア（仮称）大谷・杉久保地区公園整備基本構想・基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要項
- イ（仮称）大谷・杉久保地区公園整備基本構想・基本計画策定業務委託仕様書
- ウ（仮称）大谷・杉久保地区公園整備基本構想・基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準
- エ（資料 1）提出書類一覧表
- オ（第 1 号様式）海老名市プロポーザル方式参加意向申出書
- カ（第 4 号様式）海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書
- キ（提案様式 1）質問書
- ク（提案様式 2）会社概要説明書
- ケ（提案様式 3）業務実績書
- コ（提案様式 4）業務実施体制確認書
- サ（提案様式 5）企画提案書
- シ（提案様式 6）見積書
- ス（提案様式 7）非公開としたい情報届出書
- セ（提案様式 8）海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書

6 スケジュール

	項目	日程	備考（提出書類等）
1	プロポーザル募集要項の公表	令和5年4月5日（水）	
2	募集要項及び仕様に対する質問書の提出期限	令和5年4月12日（水） 正午まで	キ（提案様式1） 質問書
3	質疑書に対する回答の公表	令和5年4月14日（金）	
4	参加意向申出書の提出期限	令和5年4月17日（月） 午後5時15分まで	オ（第1号様式） 参加意向申出書 ク（提案様式2） 会社概要説明書 ケ（提案様式3） 業務実績書 コ（提案様式4） 業務実施体制確認書
5	参加資格確認通知書及び関係書類提出要請書の送付	令和5年4月19日（水）	
6	提案書等の提出期間	令和5年4月19日（水） から 令和5年5月10日（水） 午後5時15分まで	カ（第4号様式） 提案書等提出意思確認書 サ（提案様式5） 企画提案書 シ（提案様式6） 見積書 ス（提案様式7） 非公開としたい情報届出書
7	一次審査（書類審査）	令和5年5月17日（水）	選定委員のみ
8	一次審査結果通知	令和5年5月19日（金） 以降	
9	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和5年5月25日（木）	
10	審査結果の通知	令和5年5月26日（金） 以降	

7 参加手続き等

(1) 実施要領の公表

令和5年4月5日（水）市ホームページにて公表します。

(2) 募集要項等に関する質問受付及び回答

①質問の方法

本募集要項等に関する質問は、質問書（提案様式1）を使用し、電子メールのみの受付とします。なお、電話、FAX 及び口頭並びに持参等は不可とします。

②送付先

海老名市まちづくり部都市施設公園課施設整備係

E-mail : tk@city.ebina.kanagawa.jp

※送信後、必ず電話により着信確認してください。

③質問受付期間

令和5年4月12日（水）正午まで（必着）

④回答

令和5年4月14日（金）までに市ホームページに掲載し、個別には回答いたしません。

(3) 参加意向申出書の提出

①受付期間

令和5年4月17日（月）午後5時15分まで（必着）

②提出方法及び提出先

持参または郵送（必着）とします。

※持参の場合：提出期限までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く。）において、午前8時30分から午後5時15分までの間のみ受け付けます。

※郵送の場合：特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付してください。

【宛先】海老名市まちづくり部都市施設公園課施設整備係

〒243-0492

住所 海老名市勝瀬 175-1

電話 046-235-9016

E-mail tk@city.ebina.kanagawa.jp

(4) 提出書類

次の提出書類を11部（正本1部・副本10部）提出してください。

- ① オ（第1号様式）参加意向申出書（※正本1部のみ提出）
- ② ク（提案様式2）会社概要説明書
- ③ ケ（提案様式3）業務実績書

④ コ（提案様式4）業務実施体制確認書

(5) 参加資格確認結果通知等の発送

上記の参加意向申出書提出者に参加資格確認結果通知とともに、参加資格を有すると確認できた事業者に、海老名市プロポーザル方式関係書類提出要請書を令和5年4月19日（水）に発送します。

8 海老名市プロポーザル方式関係書類の提出について

(1) 受付期間

令和5年5月10日（水）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出方法及び提出先

持参または郵送（必着）とします。

※持参の場合：提出期限までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く。）において、午前8時30分から午後5時15分までの間のみ受け付けます。

※郵送の場合：特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付してください。

【宛先】海老名市まちづくり部都市施設公園課施設整備係

〒243-0492

住所 海老名市勝瀬 175-1

電話 046-235-9016

(3) 提出書類

次の提出書類を11部（正本1部、副本10部）提出してください。

なお、副本は、企業名の部分を黒塗りとすること。

① カ（第4号様式）海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書
（※正本1部のみ提出）

② サ（提案様式5）企画提案書

I 提案課題 A

※業務の実施方針、業務遂行上の配慮事項、実施スケジュール等の案

II 提案課題 B

※本業務に必要となる地域や利用者ニーズ把握の手法（アンケート調査含む）や合意形成支援における具体的な提案

III 提案課題 C

※本事業の目的にある立地特性とポテンシャル等を最大限に生かした魅力的な公園となるコンセプト等の提案（イメージ図等も可）

IV 提案課題 D

※民間活力の導入を含めた事業手法の検討方法における具体的な提案

- ③ シ（提案様式6）見積書
- ④ ス（提案様式7）非公開としたい情報届出書（※正本1部のみ提出）

（4）提出書類作成時の留意点

- ①作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、文書の文字サイズは12ポイント以上、イラスト・イメージ図等の注釈等は、6.0ポイント以上とします。
- ②提案課題は課題ごとにA4又はA3サイズ1枚を原則とし、特定される事務所名、記号などは記述しないでください。
- ③提案課題は文書を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ図等の使用は可能です（着色、彩色可）。ただし、具体的な設計図、模型（写真を含む）、透視図等は使用しないでください。

9 審査方法及び審査結果の通知と公表

（1）審査方法

審査は、別紙4「（仮称）大谷・杉久保地区公園整備基本構想・基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準」を基に各選定委員が評価した得点により順位をつけ、その順位に応じて順位点を配点し、選定委員全員の順位点合計により順位を決定します。

（2）一次審査

①一次審査は、応募者から提出された海老名市プロポーザル方式関係書類等について書類審査を行い、上位5社程度を二次審査対象者として選定します。

※選定委員会による書類審査であり、応募者の出席は不要です。

②審査結果については、応募者全員に通知し、併せて、二次審査対象者に対しては、二次審査に関する詳細を通知します。

（3）二次審査

①二次審査は、応募者から課題提案等に基づくプレゼンテーションをしていただいた後、ヒアリングを行い、最優秀提案者1者及び第二位1者をそれぞれ特定します。

②審査の進行等は下記のとおり

ア 応募者側の出席人数は3人以内とします。

イ プレゼンテーションは、原則（提案様式4）業務実施体制確認書にある統括主担当者が行ってください。

ウ プレゼンテーションの時間は、20分以内とします。

エ プレゼンテーションを行う際に映像機器を使用される場合は、事前に事務局に連絡してください。

③審査結果は、第2次提案審査対象者に通知し、併せて、市のホームページに掲載します。

10 最優秀提案者の取扱い

- (1) 審査により順位第一位となった提案者を最優秀提案者とし、委託契約締結に向けた交渉を行います。市が最優秀提案者との協議が不調となったと判断した場合は、最優秀提案者との交渉を終了し、第二位の提案者と交渉します。
- (2) 契約及び手続は、法令の規定のほか、海老名市契約規則及び委託業務契約約款によります。

11 失格等

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

- (1) この要項に定める手続以外の手法により、選定委員又は担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (5) 本要項に違反した場合
- (6) 公正を欠いた行為があったと認められる場合

12 その他

- (1) 次の費用については受託者の負担とします。
 - ①本プロポーザルに関する費用
 - ②契約締結に必要な費用（収入印紙等）
 - ③契約締結から履行開始日までの間において準備等に要する費用
- (2) 提出された書類等は返却しません。また、市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とします。
- (3) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写します。
- (4) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により公開する場合があります。なお、非公開としたい情報がある場合は、提出様式集の「(提案様式7) 非公開としたい情報届出書」により届け出てください。ただ

し、届出があった場合においても、海老名市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当しない場合は、公開します。

- (5) 「(第1号様式) 海老名市プロポーザル方式参加意向申出書」提出後に辞退する場合は、「(提案様式8) 海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書」を提出してください。
- (6) 最優秀提案者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、最優秀提案者の決定を取り消す場合があります。
- (7) 契約締結までに、最優秀提案者による業務の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務の受託者としてふさわしくないと認められるときは、最優秀提案者の決定を取り消し、契約を締結しないことがあります。
- (8) 本プロポーザルは、業務委託の最優秀提案者の選定を目的に実施するものであり、契約の締結を確約するものではありません。また、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (9) 最優秀提案者との契約交渉が不調となった場合等、契約の締結ができなかった場合においても、提案者は、海老名市に対し損害の賠償を請求することはできません。
- (10) 本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルの手続において知り得た本市に関する情報を他に漏らしてはなりません。
- (11) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則ほか契約関連規定に準じます。
- (12) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定めます。

以上